

一、車庫保線、変電所、電路軌道ニ於テ現在午前五時以後ハ一時間ヲ〇七分ニテ計算
 一、臨時雇ニ於テハ残業一割ヲ限度トシテ居ルヲ作業、都合ニ依リ停電セザルコト
 一、変電所ニ於テハ二十四時間勤務ニ居ルマ現在二十時間トシテ計算ニ居ルモノヲ
 一、二十四時間トシテ計算スルコト
 一、高人負ヲ從前通りニ復スルコト
 一、徹夜ヲ從前ハ一人七分ノモノヲ一種トセラルヘキモノハ從前通りトスルコト
 一、野田從業者ニ對シテ外套ヲ支給スルコト
 一、常備人夫ヲ本採用トスルコト
 一、電氣從業員運搬手係者ノ賞ヲ同一トスルコト
 一、敷物取扱者ニ對シテハ耐意被服ヲ支給スルコト

勞務第二七七號
 昭和八年二月三日

警視總監 藤沼 庄 平

内務大臣 山本 達雄 殿
 社會局長 官 殿
 埼玉縣知事 殿

武藏野鐵道株式會社勞務爭議(罷業)解決ニ關スル件

要旨

(一) 本日前午前中本社於テ罷業者長發給シテ協議ニ付シテ合意ニ至ル迄ハ本日前午後五時頃止リ罷業所存
 (二) 本日前午後六時頃本社於テ望ミ前將ニ合意前發給者於テ前午後五時頃罷業者長謝辭トシテ罷業ニ終結
 (三) 別紙實書ニ通圓滿解決本日前午後六時頃罷業者長謝辭トシテ罷業ニ終結

標記第幾ハ本月三日午前一時半圓滿解決セルカ其經過左記ノ通
 二有之

8. 2. 9
4700